

## 経営戦略の修正の概要について

## 1 基本的な考え方

- ・ 審議会の開催、条例改正、県との協議、システム改修等のスケジュール上、最短と想定される令和5年度に初回の改定を実施し、以後、期間内（令和12年度まで）において3年ごとの改定を実施する。
- ・ 初回の改定にあたっては、総務省が示す下水道使用料の水準（目安）に鑑み、まずは使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>（家庭内使用料 3,000 円/20 m<sup>3</sup>・月）を達成する（改定率 16.0%）。これにより、資本費充当率は 40%を超える。

※公営企業の経営に当たっての留意事項について（H26. 8. 29 総務省公営企業課長等通知（抄））

「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。」

- ・ 2回目の改定にあたっては、平成18年に下水道事業運営審議会から答申された、資本費充当率の50%を賄うことを達成する（改定率 10.0%）
- ・ 3回目の改定にあたっては、令和13年度以降の持続型下水道幹線整備等建設改良費の大幅な増嵩に備える必要がある。また、下水道使用者と未使用者の公平性を図るうえでも公費負担を少なくするよう、資本費充当率を100%に近づけていくことを目標に、その一段階として資本費の60%を達成する（改定率 12.0%）。

下水道使用料金で賄うべき経費（国が示す目標とすべき数値）

資本費（元利償還金）に対する財政措置		使用料
処理区域内人口密度 25 人/ha 未満は 6 割		
25 人/ha 以上 50 人/ha 未満は 5 割		
50 人/ha 以上 75 人/ha 未満は 4 割		
75 人/ha 以上 100 人/ha 未満は 3 割		
100 人/ha 以上は 2 割		

※ 鎌倉市 168,604 人（統計）/2,414ha=69.84 人/ha 172,626 人（住基）/2,414ha=71.51 人/ha

## 3 その他

- ・ 改定率の軽減及び改定時期の変更等に伴い、繰入金は10年間（令和3年度から12年度まで）で6.4億円の増額となる。

（単位：億円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
改正後	29.3	31.4	29.2	31.2	32.6	28.8	29.5	30.2	30.1	30.1	302.4
改正前	30.1	30.4	28.1	28.3	29.8	29.4	29.5	30.2	30.1	30.1	296.0
差	△0.8	1.0	1.1	2.9	2.8	△0.6	0	0	0	0	6.4

・下水道使用料の改定にあたっては、改めて鎌倉市下水道事業運営審議会に諮問し、景気や社会経済情勢などを踏まえ議論していくことを本文に記載。

・繰入金について、今後の社会経済情勢によっては、一般会計からの繰入金の金額に変動が生じる可能性があることを本文及び投資財政計画の表欄外に記載。

#### 4 今後のスケジュール

11月25日 鎌倉市下水道事業運営審議会開催

11月30日

～12月11日 庁内意見の募集

12月16日

～1月15日 パブリックコメント実施

1月21日 鎌倉市下水道事業運営審議会開催